

春日市障がい者

あつたかプラン

(第5次春日市障がい者福祉長期行動計画)

行政の取組

令和2年3月 春日市

目 次

I	施策の体系.....	1
II	分野別の主要な施策.....	2
1.	自立した生活の支援・意思決定支援の推進.....	2
	（1）意思決定支援の推進.....	2
	（2）相談支援体制の構築.....	2
	（3）地域移行支援、在宅サービス等の充実.....	3
	（4）障がいのある子どもに対する支援の充実.....	4
	（5）障がい福祉サービスの質の向上等.....	5
	（6）福祉用具の情報提供等.....	6
	（7）福祉を支える人材の育成.....	7
2.	保健・医療の推進.....	8
	（1）精神保健・医療の適切な提供等.....	8
	（2）保健・医療の充実等.....	8
	（3）難病に関する施策の推進.....	9
	（4）障がいの原因となる疾病等の予防・治療.....	10
3.	教育、文化芸術活動・スポーツ等.....	11
	（1）インクルーシブ教育システムの推進.....	11
	（2）教育環境の整備.....	12
	（3）生涯を通じた多様な学習活動の充実.....	13
	（4）文化芸術活動、スポーツ等の振興.....	13
4.	雇用・就業、経済的自立の支援.....	14
	（1）総合的な就労支援.....	14
	（2）経済的自立の支援.....	14
	（3）障がい者雇用の促進.....	15
	（4）障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保.....	16
5.	安全・安心な生活環境の整備.....	17
	（1）住宅の確保.....	17
	（2）アクセシビリティに配慮した施設等の推進.....	18
	（3）障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進.....	19
	（4）地域の中で支え合える体制づくりの推進.....	19

6. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	20
(1) 意思疎通支援の充実	20
(2) 行政情報のアクセシビリティの向上	21
7. 防災、防犯等の推進	22
(1) 防災対策の推進	22
(2) 防犯対策の推進	23
(3) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済	23
8. 権利擁護の推進、虐待の防止及び差別の解消	24
(1) 権利擁護の推進、虐待の防止	24
(2) 障がいを理由とする差別の解消の推進	24
9. 行政等における配慮の充実	26
(1) 行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等	26
(2) 選挙等における配慮等	27
資料編	28
1. 障がい者を巡る春日市の現状	28
(1) 人口の動向	28
(2) 身体障がい者の状況	30
(3) 知的障がい者の状況	32
(4) 精神障がい者の状況	33
2. 春日市障害者福祉長期行動計画検討協議会設置条例	35
3. 春日市障害者福祉長期行動計画検討協議会委員名簿	36
4. 用語解説	37

I 施策の体系

第5次春日市障がい者福祉長期行動計画は、以下の施策の体系に基づき行政の取組を推進するものとします。

基本理念	基本方針	計画の目標(主要施策)	
<p>障がいのある人もない人も等しく基本的な人権を享有するかけがえない個人として尊重されるという理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指します。</p>	<p>○障がい者の自己決定の尊重及び意思決定の支援 ○地域社会等における共生等 ○障がいを理由とする差別の解消 ○当事者本位の総合的な支援</p>	<p>1. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進</p>	<p>(1)意思決定支援の推進 (2)相談支援体制の構築 (3)地域移行支援、在宅サービス等の充実 (4)障がいのある子どもに対する支援の充実 (5)障がい福祉サービスの質の向上等 (6)福祉用具の情報提供等 (7)福祉を支える人材の育成</p>
		<p>2. 保健・医療の推進</p>	<p>(1)精神保健・医療の適切な提供等 (2)保健・医療の充実等 (3)難病に関する施策の推進 (4)障がいの原因となる疾病等の予防・治療</p>
		<p>3. 教育、文化芸術活動・スポーツ等</p>	<p>(1)インクルーシブ教育システムの推進 (2)教育環境の整備 (3)生涯を通じた多様な学習活動の充実 (4)文化芸術活動、スポーツ等の振興</p>
		<p>4. 雇用・就業、経済的自立の支援</p>	<p>(1)総合的な就労支援 (2)経済的自立の支援 (3)障がい者雇用の促進 (4)障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保</p>
		<p>5. 安全・安心な生活環境の整備</p>	<p>(1)住宅の確保 (2)アクセシビリティに配慮した施設等の推進 (3)障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進 (4)地域の中で支え合える体制づくりの推進</p>
		<p>6. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実</p>	<p>(1)意思疎通支援の充実 (2)行政情報のアクセシビリティの向上</p>
		<p>7. 防災、防犯等の推進</p>	<p>(1)防災対策の推進 (2)防犯対策の推進 (3)消費者トラブルの防止及び被害からの救済</p>
		<p>8. 権利擁護の推進、虐待の防止及び差別の解消</p>	<p>(1)権利擁護の推進、虐待の防止 (2)障がいを理由とする差別の解消の推進</p>
		<p>9. 行政等における配慮の充実</p>	<p>(1)行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等 (2)選挙等における配慮等</p>

※ なお、この計画において「障がい者」は障がい児・者の両方を含んでいます。

Ⅱ 分野別の主要な施策

1. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

(1) 意思決定支援の推進

[現状と課題]

全ての障がい者が障がい者でない人と同じように、自らの決定に基づき、その尊厳にふさわしい生活を保障されることが望まれます。そのためには、意思を決定すること及び表明することが困難な障がい者に対して、本人の自己決定を尊重する観点から必要な意思決定支援を行うことが重要となります。

[行政の取組]

- 施策1 自ら意思を決定すること及び表明することが困難な障がい者が福祉サービスを適切に利用することができるよう、本人の自己決定を尊重する観点から、意思決定ガイドラインの普及を図ること等により、意思決定の支援に配慮しつつ、必要な支援等を行います。
- 施策2 知的障がい又は精神障がい(発達障がいを含む。)により判断能力が不十分である人が成年後見制度を適正に利用促進できるようにするため、必要な経費について助成を行います。

(2) 相談支援体制の構築

[現状と課題]

障がい者の持つ悩みや問題は、その障がい者の障がい部位や障がい程度、社会状況、年齢などいろいろな要因によって異なっています。家族や友人・知人のいる地域で安心して暮らしていくためには、日常生活で抱える諸問題を身近に相談でき、適切な助言を受けられる総合相談体制の確立が必要であり、それらの個々のケースに対応できる専門的な情報の提供が重要となります。

[行政の取組]

- 施策3 障がい者が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制を構築するため、様々な障がい種別に対応し、総合的な相談支援を提供する体制の整備を図るとともに、必要に応じて専門機関に繋いでいきます。
- 施策4 障がい者個々の心身の状況、サービス利用の意向、家族の状況等を踏まえたサービス等利用計画案の作成の促進等、当事者の支援の必要性に応じた適切な支給決定の実施に向けた取組を進めます。

- 施策5 相談支援事業者への専門的指導や人材育成、障がい者等の相談等を総合的に行い、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを設置します。また、関係機関の連携の緊密化や地域の実情に応じた体制整備についての協議を行う協議会の運営の活性化を図ることにより、障がい者等への支援体制の整備を進めます。
- 施策6 地域の医療、保健、福祉、教育、雇用等の関係機関と連携して、発達障がい者や高次脳機能障がい(失語症等の関連症状を併発した場合を含む。)者及びその家族に対する相談支援体制の充実を図ります。
- 施策7 難病患者の療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図るとともに、難病患者の様々なニーズに対応したきめ細やかな相談や支援を通じて地域における難病患者支援対策を推進します。
- 施策8 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)に関する積極的な広報・啓発活動を行うとともに、同法の適切な運用を通じ、障がい者虐待の未然防止及び養護者に対する相談等の支援に取り組みます。
- 施策9 障がい者相談員や相談支援に従事する職員に対する研修の実施等により、相談業務の質の向上を図るとともに、児童相談所、更生相談所、保健所等の関係機関間のネットワークを活用し、障がい者が身近な地域で専門的相談を行う体制を強化します。
- 施策 10 家族と暮らす障がい者について情報提供や相談支援等によりその家庭や家族を支援します。またピアサポーターの育成を行うとともに、ピアカウンセリング、ピアサポート等の障がい者・家族同士が行う援助として有効かつ重要な手段である当事者等による相談活動に取り組みます。

(3) 地域移行支援、在宅サービス等の充実

[現状と課題]

障がい者が地域で安心して生活するためには、いつでも必要に応じて在宅福祉サービスが受けられる環境にあることが重要です。在宅生活が家族による支援のみに頼ることなく、重い障がいのある方も安心して暮らせるよう、訪問系サービスや短期入所の充実を図る必要があります。

また、障がい者が地域で孤立することなく、その人らしく生活するためには、日中活動の場を充実させる必要があります。重度障がい者については、介護を受けながら日中を過ごす場所を更に増やしていくことが必要です。

さらに、地域で生活するために様々な訓練が必要な人のための自立訓練、就労を希望する障がい者が働くことのできる環境を築くための就労移行支援や就労継続支援の充実も必要です。

[行政の取組]

- 施策 11 障がい者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、個々の障がい者やその家族のニーズ及び実態に応じて、在宅の障がい者に対する日常生活又は社会生活を営む上での、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等の支援を行うとともに、短期入所及び日中活動の場の確保等により、在宅サービスの量的・質的充実を図ります。
- 施策 12 常時介護を必要とする障がい者が、自らが選択する地域で生活できるよう、日中及び夜間における医療的ケアを含む支援の充実を図るとともに、体調の変化・支援者の状況等に応じて一時的に利用することができる社会資源の整備を促進します。
- 施策 13 送迎や外出のための移動支援、創作的活動や生産活動の機会を提供するとともに日常生活に必要な便宜を供与する地域活動支援センターの機能の充実等を図ります。
- 施策 14 地域で生活する障がい者の支援を進めるために、地域生活支援拠点等の整備を図り、障がいの重度化・高齢化にも対応できるよう、居住支援、サービスの提供体制の確保及び専門的ケアの支援を行う機能を強化します。
- 施策 15 障がい者の地域における居住の場のひとつとして、多様な形態のグループホームの整備を促進するとともに、重度障がい者にも対応した体制の充実を図ります。
- 施策 16 精神障がい者とその家族が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場及び住まいの確保支援も含めた地域の基盤整備を推進します。

(4) 障がいのある子どもに対する支援の充実

[現状と課題]

身体障がいや知的障がいに加え、近年、発達障がい又はその疑いのある、何らかの配慮が必要な子どもが、増加傾向にあります。

支援を必要とする子どもの増加に伴い、個々の支援に必要な障がいの程度や家族状況の把握が困難となることが増えており、本人や家族への適切な支援が難しい状況が生じています。また、その障がいを要因とする不登校、いじめ等の二次的障がいも指摘されています。

このような状況を改善するため、福祉部局、教育委員会、医療機関、療育機関等がこれまで以上に連携を図り、特別な支援を必要とする子どもへの就学前から卒業後までの一貫した切れ目のない支援ができるよう、支援体制の見直し・整備・構築を図っていくことが必要です。

[行政の取組]

- 施策 17 障がい児やその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象として、身近な地域において、「子ども・子育て支援法」に基づく給付その他の支援を可能な限り講じるとともに、障がい児が円滑に同法に基づく教育・保育等を利用できるように必要な支援を行います。
- 施策 18 障がい児を受け入れる保育所のバリアフリー化の促進、障がい児保育を担当する保育士の専門性向上を図るための研修の実施、保育所等訪問支援事業の活用等により、障がい児の保育所での受入れを促進します。
- 施策 19 障がい児の発達を支援する観点から、乳幼児期の成長記録や指導上の配慮に関する情報を、情報の取扱いに留意しながら、必要に応じて関係機関で共有するなど、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した効果的な支援を地域の身近な場所で提供する体制の構築を図り、療育方法等に関する情報提供やカウンセリング等の支援を行います。
- 施策 20 「児童福祉法」に基づき、障がい児に対して指導訓練等の支援を行う児童発達支援等を提供するとともに、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)に基づき、居宅介護、短期入所、障がい児を一時的に預かって見守る日中一時支援等を提供し、障がい児が身近な地域で必要な支援を受けられる体制の充実を図ります。また、障がい児の発達段階に応じて、保育所等訪問支援及び放課後等デイサービス等の適切な支援を提供します。さらに、医療的ケアが必要な障がい児については、地域において包括的な支援が受けられるように、保健・医療・福祉等の関係機関で連携します。
- 施策 21 障がい児について情報提供や相談支援等によりその家庭や家族を支援するとともに、在宅で生活する重症心身障がい者について、専門的な支援の体制を備えた短期入所や居宅介護、児童発達支援等、在宅支援の充実を図ります。

(5) 障がい福祉サービスの質の向上等

[現状と課題]

障がい者が自身の希望する生活を営むためには、障がいの多様化、重度・重複化の進行も踏まえ、障がいの特性や生活実態等に応じたサービスが必要となります。

今後は、障がい者の生活をサポートする福祉・介護・医療従事者等の確保が課題となってくるものと考えられます。公共職業安定所、関係団体等との連携強化を図り、必要となる人材の確保を行っていく必要があります。

[行政の取組]

- 施策 1(再掲) 自ら意思を決定すること及び表明することが困難な障がい者が福祉サービスを適切に利用することができるよう、本人の自己決定を尊重する観点から、意思決定支援ガイドラインの普及を図ること等により、意思決定の支援に配慮しつつ、必要な支援等を行います。
- 施策 22 難病患者等に対する障がいの福祉サービス等の提供に当たっては、難病等の特性(病状の変化や進行、福祉ニーズ等)に配慮します。

(6) 福祉用具の情報提供等

[現状と課題]

本市では、障がい者の日常生活の利便性を高め、介護者の負担の軽減を図るため、利用者に対する福祉用具の情報提供に努めてきました。補装具の購入又は修理に要する費用の一部に対する公費の支給、日常生活用具の給付等を実施しています。福祉用具が進歩している今日、生活様式の変化に対応する福祉用具の必要性が高まっています。

障がい者のより一層の社会参加を推進するため、引き続き福祉用具の情報提供に努めるとともに、身体障害者補助犬の役割等に関する広報啓発に努めることが必要です。

[行政の取組]

- 施策 23 補装具の購入、借受け又は修理に要する費用の一部に対する公費の支給、日常生活用具の給付・貸与を行うとともに、福祉用具に関する情報提供などにより、時代やニーズに応じた福祉用具等の普及を促進します。また、福祉用具の相談等に従事する職員の資質向上を図ります。
- 施策 24 身体障害者補助犬を使用する身体障がい者の施設等の利用の円滑化を図ります。

(7) 福祉を支える人材の育成

[現状と課題]

障がい者が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がい福祉に関わる人材の育成及び確保等に取り組む必要があります。

[行政の取組]

施策 25 障がい者やその家族に対する支援を強化するために、人材の育成や確保等に努めます。特に発達障がいの場合は地域生活支援事業の活用によって、ペアレント・プログラムによる家族支援及び支援を担う人材の育成、ピアサポートを行う人材育成に取り組めます。

2. 保健・医療の推進

(1) 精神保健・医療の適切な提供等

[現状と課題]

精神医療や相談窓口の充実により、精神疾患を初期の段階で発見し、早期に治療することで、重症化の防止や改善も可能となります。しかし、精神障がい者に対する理解はまだ十分とは言えず、偏見もあることから、早期対応、早期治療に結び付いていない現状があります。今後も引き続き、精神保健に関する環境整備が必要です。

[行政の取組]

- 施策 26 学校、職域及び地域における心の健康に関する相談、カウンセリング等の機会の充実により、心の健康づくりを推進します。学校においては子どもの心の変化に気付くための取組を推進します。また、精神疾患の予防と早期発見方法の確立及び発見の機会の確保・充実を図り、適切な支援につなげます。
- 施策 27 精神障がい者及び家族のニーズに対応した多様な相談体制の充実を図ります。
- 施策 28 精神障がい者の地域への円滑な移行・定着を進められるよう、社会的活動の拠点、在宅医療の充実や地域住民の理解の促進を図り、精神障がい者の退院後の支援に係る取組を推進します。

(2) 保健・医療の充実等

[現状と課題]

障がい者にとって、医療及びリハビリテーション等の充実は、病気の治癒だけでなく、活動を促進し社会参加を容易にするためにも不可欠です。定期的な医学管理を必要とする障がい者の増加や、障がいに伴う二次的障がいの予防に対応するためにも、障がい者の健康管理や医療の充実を図るための施策を展開していく必要があります。

[行政の取組]

- 施策 29 障がい者が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、地域医療体制等との連携を図ります。その際、特に、高齢化等による障がいの重度化・重複化の予防及びその対応に留意します。
- 施策 30 「障害者総合支援法」に基づき、障がい者等の心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療について、医療費(自立支援医療費)の助成を行います。

(3) 難病に関する施策の推進

[現状と課題]

「障害者基本法」の改正や「障害者総合支援法」の施行に伴い、難病患者が障がい者として位置づけられ、障がいの福祉サービスを受けることができるようになりました。平成 27 年1月には、「難病の患者に対する医療等に関する法律」(難病医療法)が施行され、難病の対象が拡大されました。

難病に対する医療費助成の法定化や、サービスの充実も定められました。令和元年7月1日現在、障害者総合支援法において障がいの福祉サービスの対象となる難病等は 361 疾病となっています。

[行政の取組]

施策 31 難病患者の療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図るとともに、難病患者の様々なニーズに対応したきめ細やかな相談や支援を通じて地域における難病患者支援対策を推進するため、地域で生活する難病患者の日常生活における相談・支援や地域交流活動の促進などを行います。

施策 22(再掲) 難病患者等に対する障がいの福祉サービス等の提供に当たっては、難病等の特性(病状の変化や進行、福祉ニーズ等)に配慮します。

施策 32 幼少期から慢性疾病に罹患しているため、長期にわたり療養が必要なことから、社会との接点が希薄になり、社会生活を行う上での自立が阻害されている子どもに対して、地域の実情に応じた相談支援等の充実により社会生活への自立促進を図る取組を行います。

(4) 障がいの原因となる疾病等の予防・治療

[現状と課題]

身体障がい者の障がいの原因は後天性疾病によるものが多く、中でも「脳血管疾患」、「心臓疾患」を原因とするものや、「糖尿病」の進行を起因とする「腎疾患」によるものが増加しています。このため、生活習慣病の予防対策として取り組んでいる健康教育、健康相談、健康診査、訪問指導等が障がいの予防に一定の効果を有するものと考えられます。

[行政の取組]

- 施策 33 妊産婦健診、子どもに対する健康診査、保健指導の適切な実施、周産期医療・小児医療体制の充実等を図るとともに、これらの機会の活用により、疾病等の早期発見及び治療、早期療養を図ります。また、障がいの早期発見と早期療育を図るため、療育に知見と経験を有する医療・保健・福祉の専門職の確保を図ります。
- 施策 34 生活習慣病を予防するとともに合併症の発症や症状の進展等を予防するため、栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善による健康の増進、医療連携体制の推進、健康診査・保健指導の実施等に取り組めます。
- 施策 35 疾患、外傷等に対して適切な治療を行うため、専門医療機関、保健所、精神保健福祉センター、児童相談所等との連携を推進します。

3. 教育、文化芸術活動・スポーツ等

(1) インクルーシブ教育システムの推進

[現状と課題]

ノーマライゼーションの理念に基づき、教育に関しても、障がいのある子どもと障がいのない子どもができる限り一緒に教育を受けることが本来の姿と考えており、こうした環境整備を目指しています。

障がいのある子どもに対する正しい認識を広め、障がいのある子どもが障がいのない子どもたちと同様に学校生活を送ることができる体制を作っていくことが必要です。

[行政の取組]

- 施策 36 障がいのある子どもの自立と社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、基礎的環境の整備を進めつつ、個別の指導計画や個別の教育支援計画の活用を通じて、学校に在籍する障がいのある児童生徒が合理的配慮の提供を受けながら、適切な指導や必要な支援を受けられるように取り組みます。
- 施策 37 「いじめの防止等のための基本的な方針」を踏まえ、障がいのある児童生徒が関わるいじめの防止や早期発見等に努めるとともに、学校の教育活動全体を通じた障がいに対する理解や交流を図り、障がいの有無等に関わらず互いを尊重し合う風土の醸成に努めます。
- 施策 38 障がいのある児童生徒の就学先決定に当たっては、本人・保護者に対する十分な情報提供の下、本人・保護者の意見を最大限尊重しつつ、本人・保護者と教育委員会、学校等が、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とするとともに、発達の程度や適応の状況等に応じて、柔軟に「学びの場」を変更できることについて、引き続き、保護者等への周知を行います。
- 施策 39 校長のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制を構築するとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、言語聴覚士等の専門家及び特別支援教育支援員の活用を図ることで、学校が組織として、障がいのある児童生徒のニーズに応じた支援に努めます。
- 施策 40 学校における障がいのある児童生徒に対する合理的配慮について、個人情報やコミュニケーションの方法について配慮するとともに、児童生徒一人一人の障がいの状態や教育的ニーズ等を把握し、それに応じて教育委員会・学校と本人・保護者間で可能な限り合意形成を図った上で決定・提供されるように努めます。
- 施策 41 障がいのある児童生徒が様々な支援を利用しつつ、自立と社会参加を促進できるよう、福祉、労働等との連携の下、障がいのある児童生徒のキャリア教育や就労支援の充実を図ります。

- 施策 42 早期のうちに障がいに関心、適切な支援につなげるため、医療、保健、福祉等との連携の下、乳幼児に対する健康診査や就学時の健康診断の結果、入学後の児童生徒の状態等を踏まえ、本人や保護者に対する早期からの教育相談・支援体制の充実を図ります。
- 施策 43 障がい者が就学前から卒業後まで切れ目ない指導・支援を受けられるよう、子どもの成長記録や指導内容等に関する情報を、情報の取扱いに留意しながら、必要に応じて関係機関間で共有・活用するため、保護者の参画を得つつ、医療、保健、福祉等との連携の下、個別の指導計画や個別の教育支援計画の策定・活用を行います。

(2) 教育環境の整備

[現状と課題]

教育の場においては、ハード面では学校等の建物・設備のバリアフリー化を進めるとともに、ソフト面では交流及び共同学習や教育関係者等への啓発等を更に充実させる必要があります。

また、障がいのある子ども一人一人の能力、特性等に対応し、その能力を最大限に伸ばすための適切な教育的対応、指導を行うためには、教職員の障がいについての理解と指導技術の向上が重要になります。

[行政の取組]

- 施策 44 障がいにより特別な支援を必要とする児童生徒は、全ての学校、全ての学級に在籍することを前提に、管理職を含む全ての教職員が障がいに対する理解や特別支援教育に係る専門性を深めるよう努めます。
- 施策 45 学校に在籍する障がいのある児童生徒の支援における特別支援教育支援員の役割の重要性から、特別支援教育支援員の配置を行います。
- 施策 46 障がいのある児童生徒の教育機会の確保や自立と社会参加の推進に当たってのコミュニケーションの重要性に鑑み、デジタル教科書等やコミュニケーションに関するICTの活用も含め、障がいのある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教科書、教材、支援機器等の活用を図ります。
- 施策 47 災害発生時の避難所として活用されることもある学校施設のバリアフリー化やトイレの洋式化に取り組みます。
- 施策 48 障がいのある児童生徒の学校教育活動に伴う移動に係る支援の充実に努めるとともに、教育と福祉部局との連携に努めます。

(3) 生涯を通じた多様な学習活動の充実

[現状と課題]

障がい者が地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じて多様な学習活動に親しむための環境を整える必要があります。

[行政の取組]

- 施策 49 公共図書館、学校図書館における障がい者の読書環境の整備を行います。
- 施策 50 障がい者が生涯にわたり教育やスポーツ、文化などの様々な機会に親しむ活動に参加することができるよう、多様な学習活動を行う機会を提供し、充実を図ります。

(4) 文化芸術活動、スポーツ等の振興

[現状と課題]

これまで障がい者スポーツは社会参加やリハビリテーションの観点から捉えられていましたが、東京 2020 パラリンピックでは、多くの国民が障がい者のスポーツに接することになり、障がい者にとっても、スポーツを志す一つのきっかけとして大きな意味を持つと期待されています。

スポーツに限らず、レクリエーションや文化活動に障がい者が参加することは、障がい者の自立と社会参加を促進するだけでなく、生きがいのある豊かな生活を送る上で大変重要です。また、地域社会の人々の障がい者に対する理解を得る機会になります。

一方で、介助者なしにスポーツに取り組むことは困難な場合があり、指導者や会場の不足など、障がい者個人の力で解決できない課題も多々存在します。障がい者がどのような文化・スポーツ活動をし、どのような支援を必要としているかを把握し、障がい者のニーズに応じた支援を行う必要があります。

[行政の取組]

- 施策 51 障がい者が地域において、文化芸術活動、スポーツに親しむことができる施設・設備の整備等を進めるとともに、障がい者のニーズに応じた文化芸術活動、スポーツに関する人材の養成、関係者のネットワークづくり等の取組を行い、障がいの有無に関わらず、文化芸術活動、スポーツを行うことのできる環境づくりに取り組みます。特に、障がい者の文化芸術活動に対する支援や、障がい者の芸術作品の展示等を推進するための仕組みを検討します。

4. 雇用・就業、経済的自立の支援

(1) 総合的な就労支援

[現状と課題]

障がい者は就労先において様々な問題を抱えていることが少なくありません。就職してもそのまま職場に定着できるかどうか心配で、就職に積極的になれないという実態もあります。ジョブコーチ(職場適応援助者)による援助付き個別就労の制度は、職場定着率を高める効果があるとされていることから、この制度の積極的な活用を促進し障がい者の職場定着を図ることも重要です。

[行政の取組]

- 施策 52 障がい者の身近な地域において、雇用、福祉、保健、教育等の関係機関の連携拠点である障害者就業・生活支援センターと連携を図り、就業面及び生活面からの一体的な相談支援を実施します。また、地域の就労支援機関と連携をしながら、継続的な職場定着支援を実施します。
- 施策 53 就労移行支援事業所等を利用して一般就労をしている障がい者については、就労に伴う生活面の課題に対する支援を行う就労定着支援により職場定着を推進します。

(2) 経済的自立の支援

[現状と課題]

障がい者が地域社会の中で自立した生活を営んでいくためには、就労の機会を広げ収入の増加を図るとともに、生活の基盤となる所得保障の充実が必要となります。この所得保障の基本となるのが年金・手当制度であり、障害年金や特別障害者手当等の各手当は、障がい者やその家族の生活を保障する上で大きな役割を果たしています。

障がい者の経済的自立を支援するため、重度心身障がい者の医療費の助成をはじめ、税の減免・控除、バス・タクシー・JR・航空運賃及び有料道路等の割引、さらには、公共施設の利用料の減免等が行われており、今後も充実を図る必要があります。

[行政の取組]

- 施策 54 障がい者が地域で自立した生活を営むことができるよう、年金や諸手当、各種の税制上の優遇措置の周知、低所得者に対する障害福祉サービスにおける利用者負担の無料化などの支援策により経済的自立を支援します。また、受給資格を有する障がい者が、障害年金を受け取ることができるよう、制度の周知に取り組みます。
- 施策 55 「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」に基づき、同法にいう特定障害者に対し支給する、特別障害給付金の制度の周知に取り組みます。
- 施策 56 市が所有・管理する施設の障がい者の利用等に当たり、その必要性や利用実態を踏まえながら、利用料等に対する割引・減免等の措置を講じます。

(3) 障がい者雇用の促進

[現状と課題]

障がい者の法定雇用率が平成 30 年4月1日から、民間企業では0.2ポイント引上げ2.2%へ、また、国及び地方公共団体では2.5%となりました。

仕事内容や勤務条件の多様化については、企業の理解と協力に負うところが大きく、経済情勢の中での困難性が予想されますが、働く意欲と能力のある障がい者が当たり前で働ける社会をつくるためには、社会全体で障がい者に適した仕事や労働環境づくりを工夫とする意識を高めていく必要があります。

[行政の取組]

- 施策 57 「障害者の雇用の促進等に関する法律」(障害者雇用促進法)に基づく障がい者雇用率制度を中心に、障がい者雇用の促進を図ります。平成 25 年の障害者雇用促進法の改正により、平成 30 年4月から精神障がい者の雇用が義務化されたことも踏まえ、精神障がい者の雇用の促進のための取組を充実させます。

(4) 障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保

[現状と課題]

障がい者の多様な就業の機会を確保するためには、障がい特性に応じたきめ細かな就労支援を行っていく必要があります。

精神障がい者や発達障がい者などの就労希望者の増加等にも対応した支援体制を整えていく必要があります。

[行政の取組]

施策 58 多様な障がいの特性に応じた支援の充実・強化を図ります。また、採用後に障がいとなった人についても、円滑な職場復帰や雇用の安定のための取組を行います。

施策 59 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律」(障害者優先調達推進法)に基づき、関係機関と連携を図り、障がい者就労施設等の提供する物品・サービスの優先購入(調達)を推進します。

5. 安全・安心な生活環境の整備

(1) 住宅の確保

[現状と課題]

障がいのある人が、不便を感じることなく日常生活を送れるよう、障がいの状況等に配慮した住まいのバリアフリー化を推進する必要があります。

本市では、介助を必要とする障がい者などが生活しやすいように住宅を改修するための助成事業として「住宅改修費助成事業」、「福岡住みよか事業」があります。また、退院可能な精神障がい者などの地域移行を進めるための「グループホームの設置費用の補助事業」等を実施しています。

今後は、在宅での生活を支援するため、住宅のバリアフリー化や手すり・スロープ等の日常生活用具給付事業の周知及び内容の充実を図るとともに、共同生活を行うグループホームの整備が必要です。

[行政の取組]

- 施策 60 市営住宅を新たに整備する際には、障がい者も住みやすいバリアフリー対応を原則とします。
- 施策 61 障がい者が行うバリアフリー改修等を促進するとともに、障がい者の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付及び住宅改修に対する支援を行います。
- 施策 62 障がい者の地域における居住の場の一つとして、日常生活上の介護や相談援助等を受けながら共同生活するグループホームの整備を促進します。また、地域で生活する障がい者の支援の拠点となる地域生活支援拠点等の整備を図ります。

(2) アクセシビリティに配慮した施設等の推進

[現状と課題]

平成29年度の公共施設等総合管理計画策定時に、市内公共施設のバリアフリーの現状について調査しました。その結果をもとに、それぞれの公共施設において、施設管理者や利用者の声を聴きながらアクセシビリティに配慮したバリアフリー化方針を定める必要があります。

また、住宅についても、障がい者が住み慣れた地域の中で自立し、生活を営んでいくために、今後の市営住宅の供給や整備においては、障がい者や高齢者にも配慮していく必要があります。

[行政の取組]

施策 63 窓口業務を行う公共施設については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー法)に基づく建築物移動等円滑化誘導基準に規定された整備水準の確保などによる整備を推進します。

施策 64 都市公園の整備に当たっては、バリアフリー法に基づく基準や支援制度により、出入口や園路の段差解消、高齢者や障がい者等が利用可能なトイレの設置等を進めます。

(3) 障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進

[現状と課題]

すべての人が安全に安心して生活し、社会参加できるためのまちづくりを推進することが求められています。本市では、春日市都市計画マスタープランの都市整備方針のもと「公共・公益施設などのバリアフリー化」という方策を掲げて、公共交通機関や歩行空間等のバリアフリー化に配慮した整備を進めてきました。

今後は、前述に加え、障がい者の生活環境における社会的障壁の除去を進め、すべての人のアクセシビリティの向上を推進する必要があります。

[行政の取組]

施策 65 本市の都市計画プランに基づき、バリアフリーに配慮し、障がい者が安心・快適に暮らせるまちづくりを推進します。

施策 66 市街地等の生活道路における歩行者等の安全な通行を確保するため、区域(ゾーン)を設定して、最高速度 30km/hの区域規制、路側帯の設置・拡幅、物理的デバイス設置等の対策を効果的に組み合わせ、速度抑制や通過交通の抑制・排除を図ります。

(4) 地域の中で支え合える体制づくりの推進

[現状と課題]

今日、少子高齢化や核家族化に加え、生活様式の変化、価値観の多様化などによって、地域の繋がりほとんど希薄化しています。

災害などの緊急時に関わらず、日頃から地域で交流し、隣近所同士で支え合う関係を築いていくことが大切です。

[行政の取組]

施策 67 市民の交流の現状や情報などを広報紙や市のウェブサイトを通じ広く伝え、交流を促進すると共に、地域での孤立を防ぐために、自治会、社会福祉協議会及び民生委員・児童委員と連携を密にとり、個人情報の保護に配慮しながら、地域の支え合いに必要な情報交換に努めます。

施策 68 障がい者が安心して福祉サービス等を利用し生活することができるよう、自治会や民生委員・児童委員の他、近隣住民との連携体制を推進します。

6. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

(1) 意思疎通支援の充実

[現状と課題]

障がい者が自立し、社会参加を実現するためには、コミュニケーション支援としての意思疎通手段が確保されている必要があります。

本市では、「手話通訳者・要約筆記者派遣事業」、「重度身体障害者福祉電話設置事業」、「声の広報事業」等、意思疎通が困難な障がい者の特性に応じた支援を図ってきましたが、今後も、障がい特性の多様化に対応した意思疎通支援の充実が必要です。

[行政の取組]

- 施策 69 障がいのため意思疎通を図ることに支障がある障がい者に対して、手話通訳者、要約筆記者の派遣、設置等による支援を行うとともに、手話通訳者、要約筆記者等の養成研修等の実施により人材の育成・確保を図り、コミュニケーション支援を充実させます。
- 施策 70 情報やコミュニケーションに関する支援機器を必要とする障がい者に対して日常生活用具等の給付又は貸与を行います。
- 施策 71 意思疎通に困難を抱える人が自分の意志や要求を的確に伝え、正しく理解してもらうことを支援するためのツール等の普及及び利用の促進を図ります。

(2) 行政情報のアクセシビリティの向上

[現状と課題]

本市では、これまでもアクセシビリティに配慮したウェブサイトの作成等を行ってきました。また、音訳した広報紙(「声の広報」)を配付することにより、行政情報等を視覚障がい者に提供してきました。今後については、障がい者が必要とする行政情報を障がいの特性に応じて、取得することができるよう、更なる行政情報のアクセシビリティの向上が求められています。

[行政の取組]

- 施策 72 すべての人の利用しやすさに配慮した行政情報の電子的提供の充実に取り組むとともに、ウェブサイト等で情報提供を行うに当たっては、キーボードのみで操作可能な仕様の採用など、「みんなの公共サイト運用ガイドライン(2016 年総務省作成)」に基づき、ウェブアクセシビリティの向上に向けた取組を行います。
- 施策 73 災害発生時又は災害が発生するおそれがある場合に障がい者に対して適切に情報を伝達できるよう、民間事業者等の協力を得つつ、障がい特性に配慮した情報伝達の体制を整備します。
- 施策 74 障がい者や障がい者施策に関する情報提供及び緊急時における情報提供等を行う際には、字幕・音声等の適切な活用や、知的障がい者、精神障がい者等にもわかりやすい情報の提供に努めるなど、多様な障がいの特性に応じた配慮を行います。

7. 防災、防犯等の推進

(1) 防災対策の推進

[現状と課題]

東北地方を中心に甚大な被害があった東日本大震災の後も、全国各地で豪雨や台風による被害が後を絶ちません。平成28年には、隣県である熊本県と大分県で相次いで大規模な地震が発生しました(熊本地震)。

これら自然災害による惨状を目の当たりにし、被害の有無に関わらず市民の多くは大きな不安を募らせていることと思われます。

特に、避難行動要支援者となる一定の障がいのある人については、防災関係部局と福祉関係部局が連携し、具体的な避難行動等について検討し、策定、周知する必要があります。

[行政の取組]

施策 75 障がい者や福祉関係者等の参加及び防災関係部局と福祉関係部局の連携の下での、地域防災計画等の作成、防災訓練等を行い、災害に強い地域づくりを推進します。

施策 73(再掲) 災害発生時又は災害が発生するおそれがある場合に障がい者に対して適切に情報を伝達できるよう、民間事業所等の協力を得つつ、障がい特性に配慮した情報伝達の体制を整備します。

施策 76 災害発生時、又は災害が発生するおそれがある場合に避難行動要支援者名簿等を活用した障がい者に対する適切な避難支援や、その後の安否確認を行うことができるよう、必要な体制整備を図ります。

施策 77 避難所、応急仮設住宅のバリアフリー化を推進するとともに、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」等を踏まえ、避難所において障がい者が障がい特性に応じた支援と合理的配慮を得ることができるよう、必要な体制の整備を図ります。

施策 78 災害発生後にも継続して福祉・医療サービスを提供することができるよう、障がい者支援施設・医療機関等における災害対策を推進するとともに、地域内外の他の社会福祉施設・医療機関等との広域的なネットワークの形成に取り組みます。

(2) 防犯対策の推進

[現状と課題]

障がい者を犯罪から守るためには、障がい者自身が防犯知識を身につけ、防犯意識を高めることも必要ですが、地域ぐるみでの見守り活動を含めた安全・安心なまちづくりを進める必要があります。

また、犯罪類型に応じた防犯指導や、あらゆる広報媒体を活用した啓発広報活動を推進し、防犯知識の普及を図るとともに、障がいのため判断能力が不十分な方が詐欺等の犯罪にあわないように、警察署との情報交換や地域住民による防犯活動を推進し、犯罪の予防に努めなければなりません。

[行政の取組]

施策 79 Eメール等による 110 番通報などについて、その利用の促進を図ります。

施策 80 警察と地域の障がい者団体、福祉施設、行政等との連携の促進等により、犯罪被害の防止と犯罪被害の早期発見に努めます。

(3) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

[現状と課題]

一般の消費者と比べて、障がいのある人は、情報及び交渉力の面で支援が必要です。

本市には、「春日市消費生活センター」があり、商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せなど、消費者からの相談を専門の相談員が受け付け、公正な立場で対応に当たっています。

障がい者の消費者トラブルについては、被害の未然防止と早期発見による被害拡大防止を図ることが求められます。

[行政の取組]

施策 81 消費者トラブルの防止及び障がい者の消費者としての利益の擁護・増進に資するよう、必要な情報提供を行うとともに、障がい者の各種消費者関係行事への参加の促進、研修等の実施等により、障がい者に対する消費者教育を推進します。

施策 82 消費生活センター等におけるファックスやEメール等での相談受付体制の整備や、相談員等の障がい者理解のための研修の実施、国や県が実施する障がい者相談対応研修への参加の取組を促進することにより、障がい者の特性に配慮した消費生活相談体制の整備を図ります。

8. 権利擁護の推進、虐待の防止及び差別の解消

(1) 権利擁護の推進、虐待の防止

[現状と課題]

知的障がい者や精神障がい者など、判断能力が不十分な障がい者については、その財産や生活上の権利を守るための制度の活用が不可欠です。障がいのある人の人権を擁護し、差別・偏見のない共生社会を推進することが非常に大切です。

また、「障害者虐待防止法」の適正な運用を通じて、障がい者虐待を防止するとともに、障がい者の権利侵害の防止や被害の救済を図ることが必要になります。

[行政の取組]

- 施策 83 「障害者虐待防止法」に関する積極的な広報・啓発活動を行うとともに、同法の適切な運用を通じ、障がい者虐待の防止及び養護者に対する相談等の支援に取り組みます。
- 施策 84 障がい者本人に対する意思決定支援を踏まえた自己決定を尊重する観点から、意思決定支援ガイドラインの普及を図るとともに、成年後見制度の適切な利用の促進に向けた取組を進めます。
- 施策 85 当事者等により実施される障がい者の権利擁護のための取組を支援します。
- 施策 86 障がい者に対する差別及びその他の権利侵害を防止し、その被害からの救済を図るため、相談の充実等に取り組みます。
- 施策 2(再掲) 知的障がい又は精神障がい(発達障がいを含む。)により判断能力が不十分である人が成年後見制度を適性に利用促進できるようにするため、必要な経費について助成を行います。

(2) 障がいを理由とする差別の解消の推進

[現状と課題]

誰もがお互いの人格と個性を尊重して支え合う共生社会を実現するためには、障がいを理由とした差別をなくすことが必要不可欠です。

そのため、障がいに対する無理解や誤解から生じる差別や偏見をなくすために、平成 25 年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が制定されました。

これらの法律等に基づき、障がいを理由とする差別の解消の推進に取り組むとともに、合理的配慮について推進する必要があります。

[行政の取組]

- 施策 87 「障害者差別解消法」並びに同法に基づく基本方針、対応要領及び対応指針に基づき、障がい者を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、障がい者に対する必要かつ合理的な配慮の提供を徹底するなど、障がい者を理由とする差別の解消に向けて取り組みを進めます。
- 施策 88 「障害者差別解消法」及び同法に基づく基本方針に基づき、社会的障壁の除去の実施についての合理的配慮を的確に行うため、技術進歩の動向を踏まえつつ、ハード面でのバリアフリー化施策、情報の取得・利用・発信におけるアクセシビリティ向上のための施策、ソフト面で職員に対する研修等の施策を推進します。
- 施策 89 「障害者差別解消法」の意義や趣旨、求められる取組等について、事業所、障がい者団体等の多様な主体との連携により、同法の一層の浸透に向けた各種の広報・啓発活動を展開します。

9. 行政等における配慮の充実

(1) 行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等

[現状と課題]

「障害者差別解消法」において、「行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。」と定められています。

市役所職員は、市民の模範となるべく、合理的な配慮の提供について正しい理解を深め、障がい者がそれぞれの障がい特性に応じた適切な配慮をうけることができるよう努める必要があります。

[行政の取組]

- 施策 90 市における事務・事業の実施に当たっては、「障害者差別解消法」に基づき、障がい者が必要とする社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を行うとともに、ソフト・ハードの両面にわたり、合理的配慮を的確に行うために必要な環境の整備を行います。
- 施策 91 市役所職員等が障がい者に関する理解を深めるために、より配慮が必要な障がいや、外見からは分かりにくい障がいの特性等を含めて必要な研修を実施し、障がいの特性に応じた配慮を行います。

(2) 選挙等における配慮等

[現状と課題]

平成 23 年改正の「障害者基本法」において、「地方公共団体は、選挙、国民審査又は投票において、障害者が円滑に投票できるようにするため、投票所の施設又は設備の整備その他必要な施策を講じなければならない」と定められています。

障がいのある人が、その権利を円滑に行使することができるように、選挙等における配慮が必要です。

[行政の取組]

施策 92 移動に困難を抱える障がい者に配慮した投票所のバリアフリー化、障がい者の利用に配慮した投票設備の設置等、投票所における投票環境の向上に努めるとともに、障がい者が自らの意思に基づき円滑に投票できるよう、点字や代理投票等の適切な実施に取り組みます。

施策 93 指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施の促進により、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障がい者の投票機会の確保に努めます。

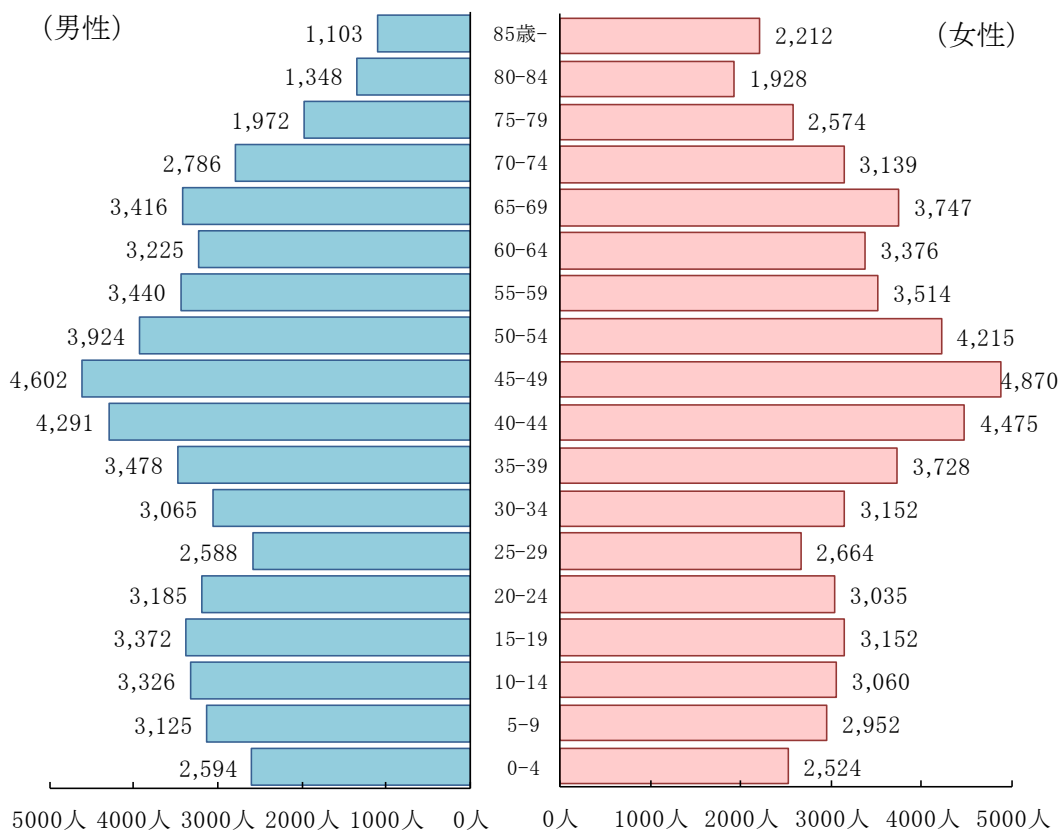
1. 障がい者を巡る春日市の現状

(1) 人口の動向

【人口構造】

本市の総人口は113,157人であり、うち、男性は54,840人、女性は58,317人となっています。そのうち、高齢者の人口は24,225人となっており、総人口に対する高齢者の割合(高齢化率)は21.4%となっています。高齢化率は男性(19.4%)よりも女性(23.3%)の方が高くなっています。

図表 1 人口ピラミッド

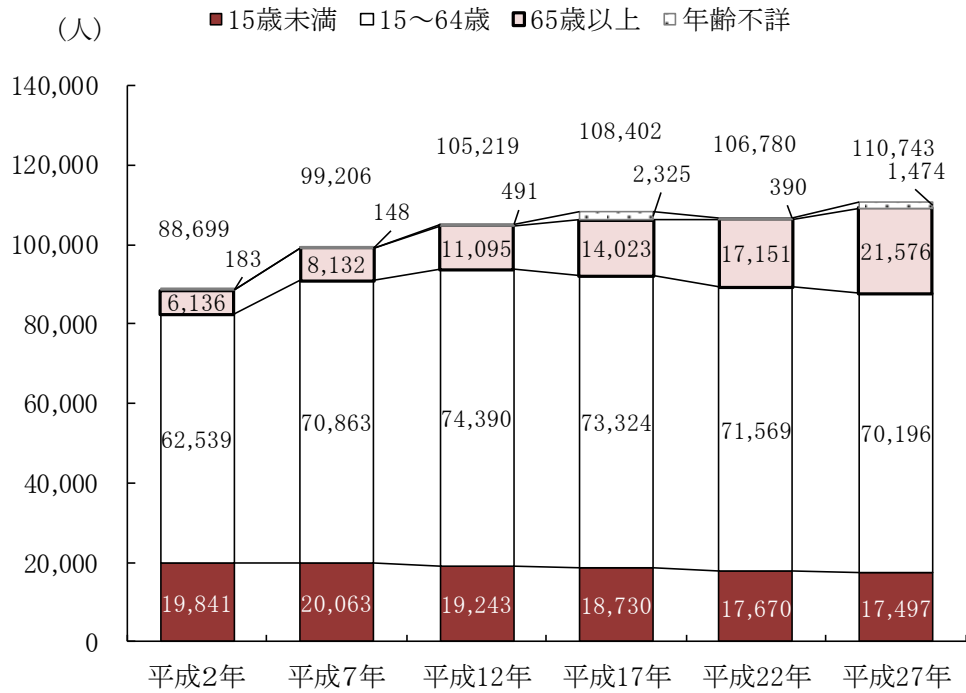


資料:住民基本台帳(平成31年3月31日時点)

【年齢3区分別人口の推移】

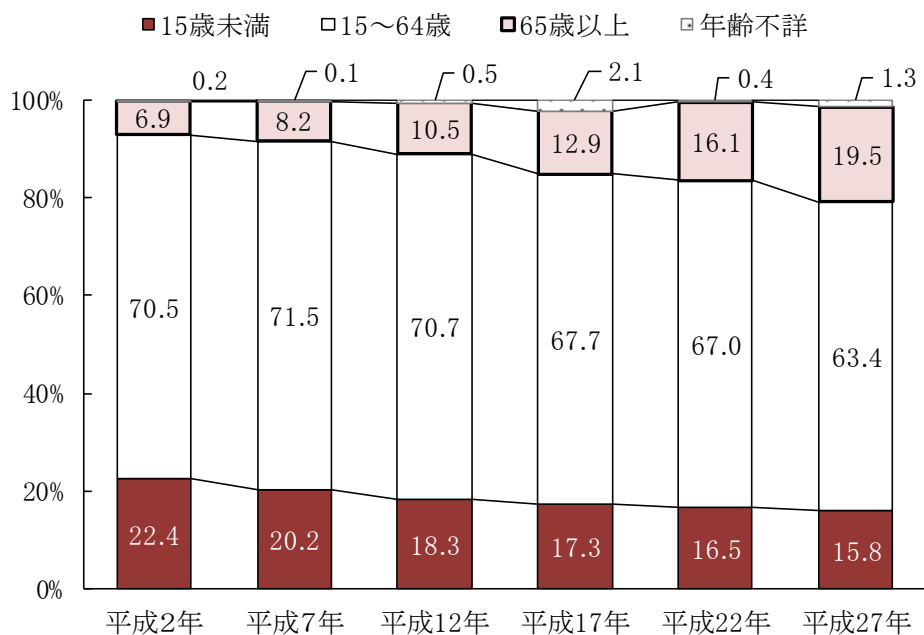
本市の総人口は増加傾向にあります。年齢の3区分別構成比をみると、65歳以上の人口が増加していることが分かります。総人口に占める高齢者人口の割合(高齢化率)は、平成27年度に19.5%となっています。

図表 2 年齢3区分人口の推移



資料:国勢調査(各年 10月1日時点)

図表 3 年齢3区分別構成比



資料:国勢調査(各年 10月1日時点)

(2) 身体障がい者の状況

本市の身体障害者手帳所持者数は、令和元年9月末日現在 3,393 人となっています。そのうち、65歳以上の身体障がい者数は 2,373 人であり、全体の 69.9%を占めています。

平成 27 年度の身体障がい者に占める高齢者の割合は 68.4%であり、年々その割合は高くなっています。人口ピラミッド(図表 1)の人口構成や年齢3区分人口の推移(図表 2)をみると今後も高齢者数の増加が見込まれており、本市の身体障がい者、特に 65 歳以上の身体障がい者数が今後も増加していくものと考えられます。

障がい種別にみると、肢体不自由が過半数(51.4%)を占め最も割合が高くなっており、次いで、内部障がい(34.2%)が続いています。

図表 4 等級別身体障害者手帳所持者数の推移(単位:人)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
1 級	1, 211	1, 248	1, 241	1, 226	1, 210
2 級	453	459	451	466	472
3 級	439	438	447	455	457
4 級	769	762	762	750	760
5 級	247	255	255	263	270
6 級	227	230	224	220	224
合計	3, 346	3, 392	3, 380	3, 380	3, 393

各年度末時点(令和元年度のみ9月 30 日時点)

図表 5 障害種別身体障害者手帳所持者数の推移(単位:人)

障害種別	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
視覚障害	160	161	166	172	170
聴覚・平衡機能障害	262	276	274	275	278
音声・言語障害	34	28	40	44	41
肢体不自由	1, 729	1, 747	1, 755	1, 737	1, 743
内部障害	1, 161	1, 180	1, 145	1, 152	1, 161
合 計	3, 346	3, 392	3, 380	3, 380	3, 393

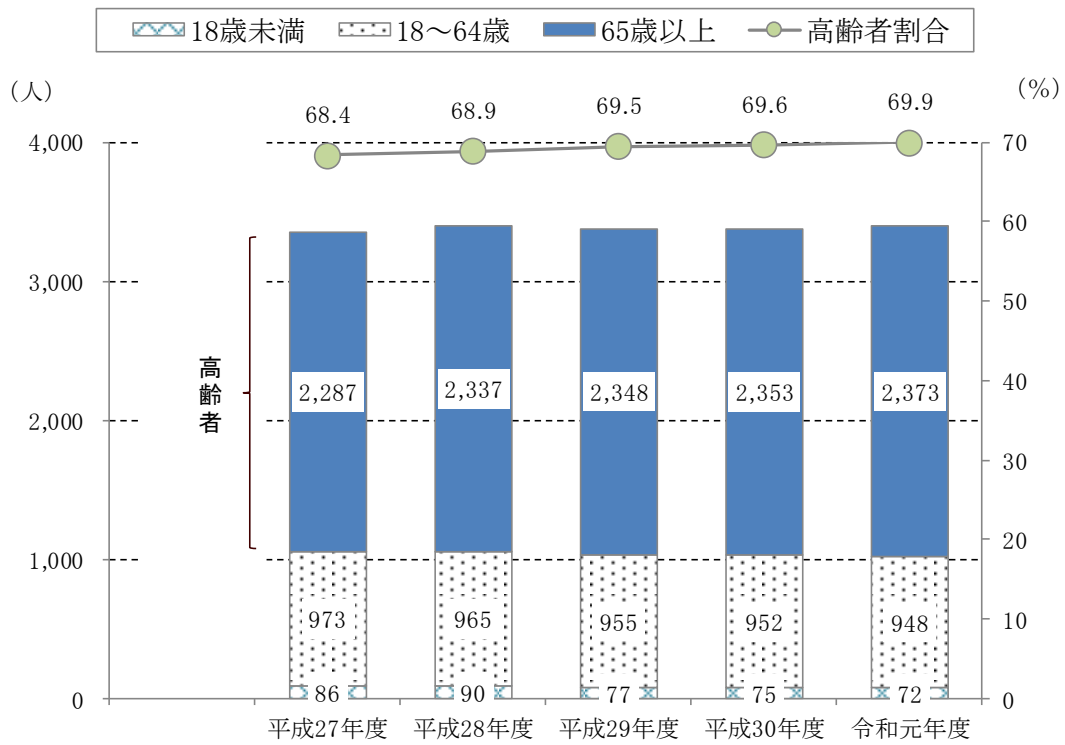
各年度末時点(令和元年度のみ9月 30 日時点)

図表 6 年齢階層別身体障害者手帳所持者数の推移(単位:人)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
18 歳未満	86	90	77	75	72
18～64 歳	973	965	955	952	948
65 歳以上	2, 287	2, 337	2, 348	2, 353	2, 373
合計	3, 346	3, 392	3, 380	3, 380	3, 393

各年度末時点(令和元年度のみ9月 30 日時点)

図表 7 年齢階層別身体障害者手帳所持者数及び高齢者割合の推移



各年度末時点(令和元年度のみ9月 30 日時点)

(3) 知的障がい者の状況

本市の療育手帳所持者数は、令和元年9月末日現在674人となっています。そのうち、65歳以上の療育手帳所持者の割合は全体の3.3%となっており、身体障害者手帳所持者の傾向と異なることが分かります。

障がい程度別に見ると、A判定が254人(37.7%)、B判定が420人(62.3%)となっており、B判定が6割を占めています。B判定の方は平成27年度から1.31倍に増加していますが、内訳をみると、B2判定の平成27年度からの増加率は47.1%(1.47倍)であり、比較的軽度者の伸びが目立っています。

図表 8 障害程度別療育手帳所持者数の推移(単位:人)

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A判定		244	242	251	255	254
内 訳	A 1	94	93	95	98	100
	A 2	136	133	139	139	136
	A 3	10	11	13	13	13
	A	4	5	4	5	5
B判定		321	359	379	412	420
内 訳	B 1	145	151	154	161	163
	B 2	174	206	224	250	256
	B	2	2	1	1	1
合 計		565	601	630	667	674

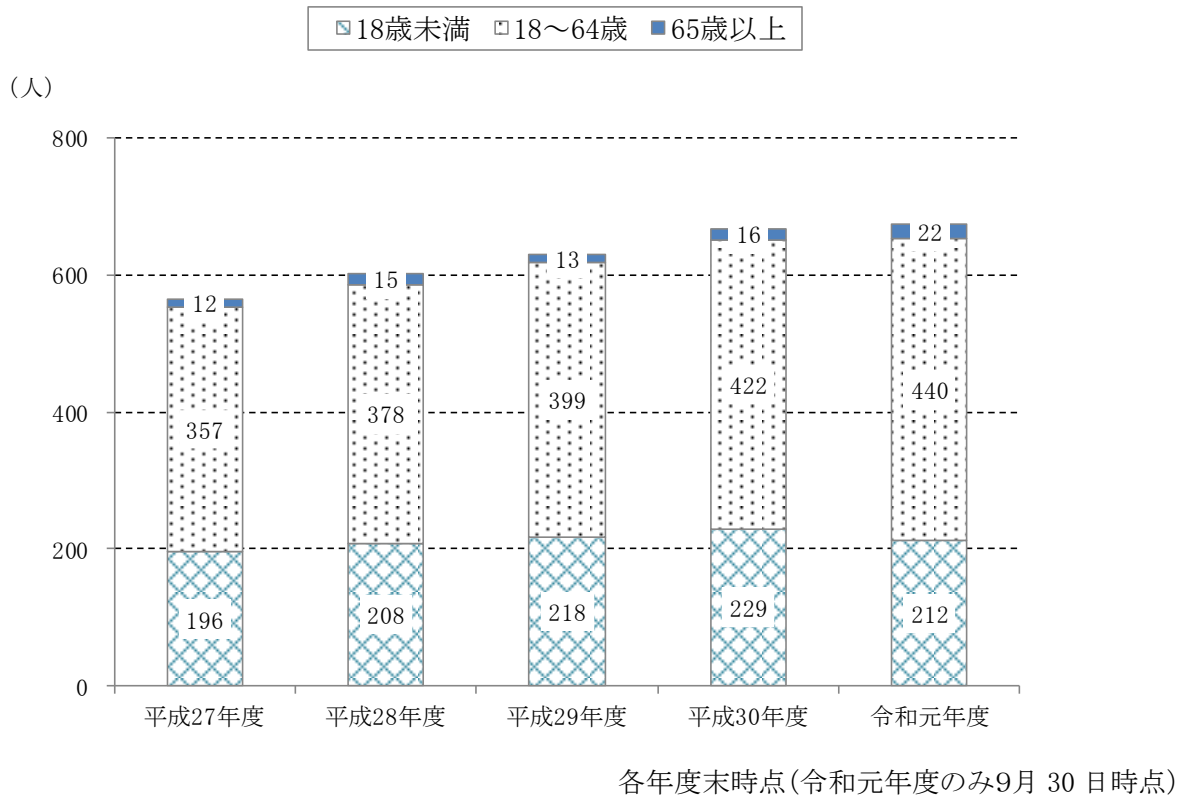
各年度末時点(令和元年度のみ9月30日時点)

図表 9 年齢階層別療育手帳所持者数の推移(単位:人)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
18歳未満	196	208	218	229	212
18～64歳	357	378	399	422	440
65歳以上	12	15	13	16	22
合 計	565	601	630	667	674

各年度末時点(令和元年度のみ9月30日時点)

図表 10 年齢階層別療育手帳所持者数の推移



(4) 精神障がい者の状況

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和元年度9月末日現在 938 人となっています。そのうち、18～64 歳が全体の8割以上(82.1%)を占めていることが分かります。

障がい程度別に見ると、2級が 496 人(52.9%)、3級が 391 人(41.7%)となっており、2級が5割を占めています。

また、精神障害者保健福祉手帳の有無に関わらず利用できる自立支援医療(精神通院医療)の利用者数は年々増加傾向にあり、令和元年度9月末日現在 1,661 人となっています。

図表 11 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移(単位:人)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
1 級	51	50	51	49	51
2 級	377	406	448	481	496
3 級	238	277	323	381	391
合計	666	733	822	911	938

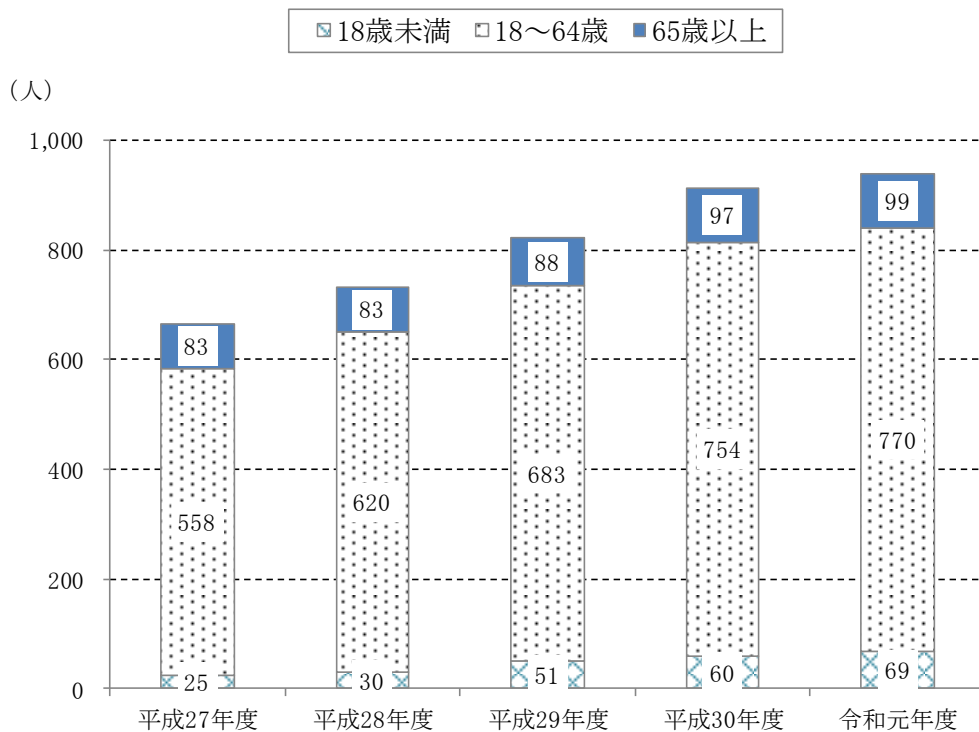
各年度末時点(令和元年度のみ9月30日時点)

図表 12 年齢階層別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移(単位:人)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
18 歳未満	25	30	51	60	69
18～64 歳	558	620	683	754	770
65 歳以上	83	83	88	97	99
合 計	666	733	822	911	938

各年度末時点(令和元年度のみ9月30日時点)

図表 13 年齢階層別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



各年度末時点(令和元年度のみ9月30日時点)

図表14 自立支援医療(精神通院医療)利用者数の推移(単位:人)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用者数	1,448	1,492	1,569	1,621	1,661

各年度末時点(令和元年度のみ9月30日時点)

2. 春日市障害者福祉長期行動計画検討協議会設置条例

(平成 12 年 3 月 27 日条例第 24 号)

(設置)

第 1 条 春日市障害者福祉長期行動計画(以下「計画」という。)の見直しに当たり、必要な調査、研究及び検討を行うため、春日市障害者福祉長期行動計画検討協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画見直しのための調査、研究及び検討を行うこと。
- (2) その他計画の見直しに必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、11 人以内の委員をもって組織し、委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療及び福祉関係団体が推薦する者
- (3) 市民(前 2 号に掲げる者を除く。)

(任期)

第 4 条 協議会の委員の任期は、1 年とする。ただし、第 2 条の所掌事務が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、福祉支援部において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 12 月 17 日条例第 37 号)

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

3. 春日市障害者福祉長期行動計画検討協議会委員名簿

○委員

(順不同)

区分	選出団体	職名	氏名
学識経験者	学校法人 筑紫女学園大学	教授	山崎 安則
医療及び 福祉関係団体が 推薦する者	福岡県児童相談所	相談第二課長	高野 一宏
	春日市身体障害者福祉協会	副会長	相川 一美
	手をつなぐ育成会かすが	知的障がい者相談員	茨木 喜代子
	筑紫地域精神障害者家族会 五筑会	春日支部世話人	栴嶋 和幸
	社会福祉法人 春日市社会福祉協議会	地域福祉課長	白水 清
	社会福祉法人 はるかぜ福祉会	相談支援専門員	辻 誓子
	福岡プライマリケア訪問看護ステーション	代表取締役管理者	熊谷 紀子
	医療法人 西江こころのクリニック	サービス管理責任者	垣田 大州
	特定非営利活動法人 ワーカーズコープ	筑紫エリアマネージャー	金山 ふみ
市民		市民公募	白水 成美

○助言者

区分	選出団体	職名	氏名
助言者	春日市自治会連合会	若葉台東自治会長	廣田 茂忠

4. 用語解説

あ行	
ICT	「情報通信技術」を意味する。学校教育においては、デジタル教科書、電子黒板やタブレット端末など、ICT環境の導入・整備が進められている。発達障がいなどにより、学習に困難を抱える子どもたちへの支援においてもICTの効果的な活用に期待が寄せられている。
アクセシビリティ	「近づきやすさ」を意味する英単語であり、障がいのある人にとっても情報やサービスがどれだけ利用しやすい状態にあるかを表す。
いじめの防止等のための基本的な方針	児童生徒の尊厳を保持するため、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策を総合的かつ効果的に推進するための方針。
医療的ケア	経管栄養、気管切開部の衛生管理、たん吸引など、障がい者に対して日常的・応急的に行う医療行為のこと。
インクルーシブ教育システム	障がいのある人が一般的な教育制度から排除されず、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等、障がいの有無に関係なく皆が共に学ぶ仕組み。
か行	
介助者	病気や障がいにより、食事や排せつ、着替え等の日常的な行動が困難な人に対して、直接、身体的な援助を行う人。
合併症	生活習慣病の進行・重度化が起因して別の病気を発症すること。
基幹相談支援センター	地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務等を実施し、地域の実情に応じて障がい者やその家族に必要な支援や情報提供を行うところ。
虐待	障がい者に対して不当な行いをしたり、身体的・精神的に傷を与えたりするなどの人権を著しく損なうような行為。身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待、養育放棄などにより、障がい者の生命又は心身に重大な影響を及ぼすこと。
キャリア教育	社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を育てることを通じ、キャリア発達を促す教育。
共生／共生社会	国や地域社会の中で、人間同士がそれぞれ異なる個性や独自性、文化を尊重しつつ互いに連帯し、共に生きていくこと。障がい者福祉の分野で用いられる場合は、障がいのある人と障がいのない人がともに生きていくことのできる社会のあり方を表す。
居宅介護	自宅で入浴、排泄、食事などの介助を行う福祉サービス。
グループホーム	共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の支援を行い、必要な場合は、入浴、排泄、食事の介助などを行う福祉施設。
健康診査	特定の疾病の予防や発見を目的に行われる検査。
言語聴覚士	病院や社会福祉施設、リハビリテーション施設、教育機関などで、音声機能、言語機能又は聴覚障がい者に対して、その機能の維持向上を図るため、言語訓練等の訓練やその他必要な検査、助言、指導及び援助を行う人。
建築物移動等円滑化誘導基準	バリアフリー法で規定された、障がい者等が円滑に利用できるようにすることができる施設等の構造及び配置に関する基準。トイレ等の設備や廊下の幅の規制など。
公共職業安定所	いわゆるハローワークのことを指す。障がいの有無に関係なく、就職を希望する人の求職登録を行い、専門の職員・職業相談員がケースワーク方式により、障がいの特性や適性、希望職種等に応じ、職業相談、職業紹介、職場適応指導を実施する。
高次脳機能障がい	病気や事故などが原因で脳が部分的に損傷し、知的機能に障がいがあった状態。失語・失行・失認のほか、記憶障がい、注意障がい、社会的行動障がいなどがある。
更生相談所	身体障がい者やその家族に対して、専門的知識と技術を必要とする相談・指導や支援を行う機関。障がい者に対する医学・心理学・職能的な判定業務のほか、補装具の処方及び適合判定、市町村に対する専門技術の援助指導、地域の巡回相談、リハビリテーションに関する業務等を行う。

後天性疾病	生まれた後、社会生活を送っているうちに事故や環境などが原因で起こった病気又はそれに伴う障がい。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常時介護を必要とする人に、行動するとき必要な介助、外出時の移動の介助などを行う福祉サービス。
合理的配慮	誰もが平等に人権を享受して行使できるよう、過重な負担にならない範囲で障がいの特徴に合わせて支援等を行うこと。
声の広報	視覚障がい者を対象に、市報などをCD-Rに録音し、無料で郵送するサービス。
子ども・子育て支援法	少子化や家庭及び地域を取り巻く環境の変化などの諸問題の解決等のための法律。子ども・子育て支援給付などの支援を行い、子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指すもの。
さ行	
サービス等利用計画案	指定相談支援事業所等が、障がい者の総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組合せ等について検討し、作成する支援計画案。
在宅福祉サービス	障がいによって日常生活が困難な障がい者に対し、その居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行う事業。
作業療法士	食事や入浴、排せつ、家事などの日常生活上の行動(作業)のために必要なりハビリテーションや行動練習などを行い、応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図るための支援を行う人。
児童相談所	子どもに関する家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護することを目的として設置される機関。
児童福祉法	児童福祉の分野を担当する公的機関や組織、施設、事業などについて基本原則を定める法律。
周産期医療	妊娠 22 週から出生後 7 日未満までの周産期前後の期間における医療。
重症心身障がい	重度の肢体不自由と重度の知的障がい重複した状態。
住宅改修費助成事業	介助を必要とする障がい者などが生活しやすいように住宅を改修する場合、費用の一部を助成する事業。
重度身体障害者福祉電話設置事業	外出困難な在宅の重度身体障がい者に対し、連絡手段として福祉電話を貸与し、設置料、基本料金などを助成する事業。
重度訪問介護	重度の肢体不自由または重度の知的・精神障がいの人で常時介護を必要とする人に、自宅で入浴、排泄、食事などの介助、外出時の移動の介助を行う福祉サービス。
就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行う福祉サービス。
就労移行支援事業所	就労移行支援のために、個人の症状や特性に合った個別支援計画の作成や職業訓練、希望や適性を踏まえた職場探し・就職活動支援、就労後の定着支援などを行うサービス事業者。
就労定着支援	生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を利用して一般就労した人に対し、事業主や関係機関と連携を図り、就労上のさまざまな問題・課題に関する支援を行う福祉サービス。
障害者基本法	全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進するための法律。
障害者虐待防止法	国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者等、使用者などに障がい者虐待の防止等のための責務を課すとともに、障がい者虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者に対する通報義務を課すことを定めた法律。

障害者雇用促進法	障がい者の就労の安定を図り、雇用の分野における障がいを理由とする差別的取扱いを禁止するための法律。
障がい者雇用率制度	民間企業、国又は地方公共団体、都道府県教育委員会等のすべての事業主に対して、従業員のうち一定の割合以上で障がい者を雇用する義務を課す制度。
障害者差別解消法	全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として制定された法律。
障害者就業・生活支援センター	就職や職場への定着が困難な障がいのある人を対象に、身近な地域で、雇用、福祉、教育等の関係機関との連絡調整等を積極的に行いながら、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行う拠点施設。
障害者総合支援法	障がいの有無に関わらず住み慣れた地域で生活するために、日常生活や社会生活の総合的な支援を目的とした法律。
障害者優先調達推進法	障がい者就労施設で就労する障がい者や在宅で就業する障がい者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公的機関が、物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進するための法律。
障害年金	病気やけがにより障がいの状態にある場合に支給される年金。
小児医療体制	小児外科医、小児をケアできる救急医、脳外科医、整形外科医、形成外科医、心臓外科医、眼科医、耳鼻科医、精神科医などの各分野の連携により、質の高い小児医療・小児救急医療を提供する体制。
ジョブコーチ(職場適応援助者)	障がい者が仕事に適応できるように、職場で障がい者に付きそって支援を行ったり、会社側にかけあって障がい者が働きやすい環境を作ったりする人のこと。
自立支援医療	障害者総合支援法に基づく制度で、障がい者が自立した日常生活・社会生活を営むために提供される必要な医療のこと。更生医療、育成医療、精神通院医療の3種類があり、公費による医療費の助成を受けることができる。
身体障害者手帳	身体障害者福祉法で定められる身体上の障がいがあると認定された人に対して交付される手帳。
スクールカウンセラー	教育機関等に在籍し、教職員、児童・生徒、及びその保護者等に対してカウンセリングや支援・援助、協議、研修、講話などを行う人で、心理検査や心理療法等によって、児童生徒の抱える心の問題を改善、解決していく心理の専門家。
スクールソーシャルワーカー	教育現場におけるいじめや不登校、虐待、貧困など、日常生活における問題に直面する子どもに対し、本人や家族、友人、地域等に働きかけて問題解決を支援する人で、家庭、学校、地域環境の改善に向けて、家庭、学校、地域の支援ネットワークを築く福祉の専門家。
精神障害者保健福祉手帳	精神保健福祉法に定める一定程度の精神障がいの状態があると認定された人に対して交付される手帳。
精神保健福祉センター	精神保健の向上及び精神障がい者の福祉の増進を図るための機関。精神保健福祉法により、各都道府県及び政令指定都市に設置され、地域住民の精神的健康の保持増進、精神障がいの予防、適切な精神医療の推進等を行っている。
成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な人に対し、本人に代わって財産の管理や生活上必要な手続等を行うなどの支援をする人を定める制度。

た行	
短期入所	自宅で介護を行う人が病気などの場合、短期間、施設に入所し支援を受ける福祉サービス。
地域移行支援	障害者支援施設に入所する障がい者や精神科病院に入院している精神障がい者などに対して、地域での生活に移行するために相談その他必要な支援を行うこと。
地域活動支援センター	障がい者の自立支援と社会参加の促進のために、日常生活に関する相談や地域との交流支援等を行う機関。
地域障害者職業センター	障がい者の就職の促進を図るため、職業相談やジョブコーチ支援、職業準備支援、就職後の職場適応指導、うつ病等で休職している人の職場復帰支援等の様々な支援を行う機関。
地域生活支援拠点等	地域で障がい者やその家族が安心して生活するため、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応が図られる体制及びその中核となる機関・施設等。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、外出時にヘルパーが同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護などを行う福祉サービス。
特定障害者	ここで言う特定障害者は、「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」に規定される国民年金法の規定による障害基礎年金等の給付を受ける権利を有さない障がい者。
特別支援教育コーディネーター	LD、ADHD、高機能自閉症等を含めた発達障がい児一人一人に対して適切な教育的ニーズに応じた支援を行うため、学内や学外関係機関との連携を取り、適切な支援ができるようにする役割を担う人。学校内で、校長が教員の中から指名する。
特別支援教育支援員	幼稚園、小・中学校、高等学校において障がいのある児童生徒に対し、食事、排泄、教室の移動補助等学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障がいの児童生徒に対し学習活動上のサポートを行ったりする職員。
特別障害者手当	精神又は身体に著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の人に支給される手当。
都市計画マスタープラン	都市計画法により市町村が定めることを義務づけられている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」。市町村が目指す都市計画のビジョンを明らかにするとともに、都市全体及び地区レベルでの土地利用と都市施設の課題を明らかにし、それにふさわしい整備方針を定めることにより、今後の都市計画の決定・変更又は運営に当たっての指針となるもの。
な行	
難病	原因不明又は治療方針が未確定であり、かつ、後遺症を残す恐れが少なくない疾病や経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病。
難病医療法	難病の患者に対する医療費助成に関して、法定化によりその費用に消費税の収入を充てることができるようにするなど、公平かつ安定的な制度を確立するほか、基本方針の策定、調査及び研究の推進、療養生活環境整備事業の実施等の措置を定めた法律。
二次的障がい	発達障がいのある人は、特性や障がいが見た目では分かりにくい場合があり、周囲から理解されず、否定的な評価や叱責等の不適切な対応が重なり、自尊心の低下やストレス、集団からの孤立を招き、情緒の不安定、反抗的な行動、深刻な不適応の状態となること。
日常生活用具	在宅で生活している障がい者が、支障なく日常生活を送ることができるように使用する生活用具。
ノーマライゼーション	障がいのある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指すこと。
は行	
発達障がい	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がい。
パラリンピック	障がいのあるトップアスリートが出場できる世界最高峰の国際競技大会。夏季大会と冬季大会があり、それぞれオリンピックの開催年に、原則としてオリンピックと同じ都市・同じ会場で行われる。
バリアフリー	障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去すること。また、障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去すること。

バリアフリー法	高齢者や障がい者、妊婦、けが人等の移動や施設利用の利便性・安全性の向上を促進するために、公共交通機関、建築物、公共施設などを新たに整備する設置管理者に対して施設ごとに定めた「バリアフリー化基準」への適合を義務付ける法律。
ピアカウンセリング	障がいのある人が自らの体験に基づいて、同じ仲間である他の障がいのある人の相談に応じ、問題の解決を図ること。障がいのある人自らがカウンセラーとなり、実際に生活上必要とされる心構えや生活能力の取得に対する個別的助言・指導を行う。
ピアサポート	専門家によるサポートではなく、仲間や同輩が相互に支え合い、課題を解決するための活動。
非常災害	地震や津波、洪水、暴風、豪雨、洪水、豪雪、台風、崖崩などの異常な自然現象が原因で発生する災害のこと。
避難行動要支援者	高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する人(要配慮者)のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人。
福岡住みよか事業	介助を必要とする人が生活しやすいように住宅を改造する場合、その費用の一部又は全部を助成する制度。
福祉避難所	災害時に、一般避難所では避難生活が困難であると認められる高齢者や障がい者、妊婦などの良好な生活環境を確保するために開設する避難所のこと。
物理的デバイス	生活道路を自動車の走りにくい道路構造とするため、自動車の速度抑制を目的として設置されるハンプ(路面を盛り上げたコブ)、狭さく(車道幅を局所的に狭めた部分)等のこと。
ペアレント・プログラム	育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者(保育士、保健師、福祉事業所の職員等)が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラム。
放課後等デイサービス	就学中の障がい児に、授業終了後または休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行う福祉サービス。
法定雇用率	障害者雇用促進法に基づき、民間企業、国及び地方公共団体等に課されている障がい者の雇用割合。
保健指導	各人の健康状態を正しく理解し、生活習慣改善の行動目標を設定・実施するため、医師、保健師等がその人の特性やリスクに応じた支援を行うこと。
補装具	障がい者の日常生活での能率の向上又は就労・就学において身体機能を補完又は代替する用具。
ま行	
民生委員・児童委員	厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人。
や行	
養護者	障がい者等の金銭の管理、食事や介護などの世話、自宅の鍵の管理など、何らかの世話をしている養介護施設従事者等以外の人。
ら行	
理学療法士	けがや病気などで身体に障がいのある人や障がいの発生が予測される人に対して、基本動作能力(座る、立つ、歩くなど)の回復や維持、及び障がいの悪化の予防を目的に、運動療法や物理療法(温熱、電気等の物理的手段を治療目的に利用するもの)などを用いて、自立した日常生活が送れるよう支援する医学的リハビリテーションを専門に行う人。
療育手帳	知能の発達に障がいがあると認められる場合に交付される手帳。

春日市障がい者あったかプラン
(第5次春日市障がい者福祉長期行動計画)

行政の取組

令和2年3月

発行 春日市 福祉支援部 福祉支援課

電話 092-584-1111(代表)

ファックス 092-584-1154

メールアドレス fukushi@city.kasuga.fukuoka.jp